

# 11月11日~12月10日

## 差別をなくす 強調月間

1948年12月10日、国際連合総会において『世界人権宣言』が採択され、

この12月10日は『人権デー』と定められました。

わが国では12月4日から人権デーまでの1週間を『人権週間』とし、三重県では毎年11月11日~12月10日までの1か月間を『差別をなくす強調月間』と定めています。

この期間中、各地でさまざまな人権啓発イベントを実施しています。この機会に人権の大切さについて考えてみましょう。

三重県人権センターアトリウムでは、児童・生徒に応募いただいた『人権』に関するポスター優秀作品を展示しています。ぜひご覧ください。

展示期間

11月11日（月）から  
12月10日（火）まで  
9時~17時（毎日）

そのほかのイベントは  
こちらから確認できます



問い合わせ先

三重県人権センター（津市一身田大古曾693-1）  
TEL：059-233-5501 FAX：059-233-5511  
E-mail：jinkenc@pref.mie.lg.jp

このポスター（チラシ）は法務省の人権啓発活動地方委託費を活用しています。